



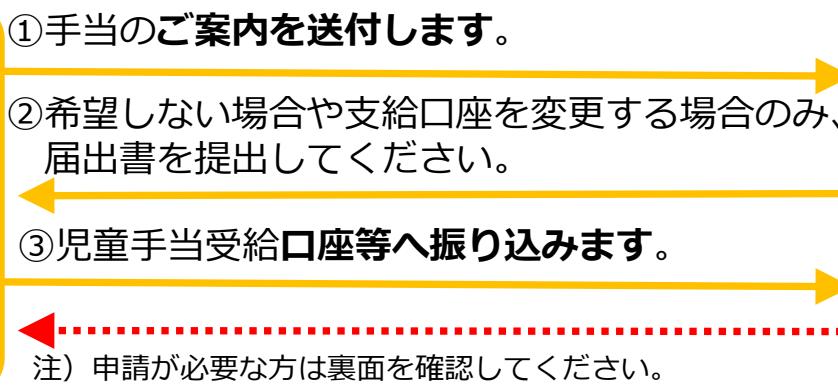
## 東根市 物価高対応子育て応援手当 のご案内

対象児童1人につき2万円を1回限りで支給します！

### ■はじめに

令和7年12月31日までに新たにこどもが生まれ、児童手当の手続きをされた方は申請不要です。

注) 希望しない場合や支給口座を変更する場合のみ令和8年2月17日までに届出書を裏面記載の窓口まで提出してください。届出書は市ホームページよりダウンロードできます。



### 1. 【対象児童】

#### (1) 令和7年9月分（※）の児童手当の支給対象児童

（※令和7年9月に出生した児童については10月分）

注) ・令和7年9月30日時点で東根市外に住所がある方を除く  
・ご不明な点は9月30日時点でお住いの市町村にお問い合わせください。

#### (2) 令和7年10月1日から令和8年3月31日までに出生した児童

### 2. 【支給対象者】

児童手当受給者、または児童手当受給者となる方

### 3. 【支給額】

対象児童1人につき2万円（1回限り）です。

### 4. 【支給時期】

東根市では令和8年2月から順次支給を開始します。以降、入金の確認が  
できなかった場合は裏面記載の窓口までお問い合わせください。

注) 申請が必要な方は、支給時期が異なります。

裏面に続きます。必ずご確認ください！

## 5. 【支給方法】

(1) 児童手当受給者（申請が必要な方を除く）

**原則、児童手当受給口座（令和7年12月31日時点で登録している口座）**に振り込みます（※令和7年9月～12月までに新たにこどもが生まれた方を含む）。

(2) 申請書が必要な方

**申請書で指定した口座**に振り込みます。

注) 口座が解約・変更等により振込みができない場合は支給されません。

該当する方は、令和8年4月15日までに必ず下記の窓口にご連絡ください。

## 6. 【申請が必要な方】

### ①児童手当を受給している公務員の方

- 申請書内の「公務員児童手当受給状況証明欄」に所属庁の証明を受けてから申請してください（児童手当の受給状況を証明済みの「公務員児童手当受給者用申請書様式」が所属庁より配付されている場合は、その様式で申請することも可能です）。
- 令和7年9月30日時点における住所地の市町村が申請先になります。
- 10月1日以降に公務員を退職された方も所属庁の証明が必要です。
- 10月1日以降に出生した児童に関する手当は、勤務先で児童手当が認定された時点における住所地の市町村が申請先になります。

### ②令和8年1月1日～3月31日に新たにこどもが生まれ、児童手当の受給者となる方

- 窓口に備えてある申請書に記入の上、提出してください。  
申請書は市ホームページからダウンロードもできます。

対象者	申請期間	備考
①児童手当を受給している公務員の方	令和8年2月2日～ <b>3月10日</b>	3月中に新たにこどもが生まれた場合は、4月15日まで申請が可能です。
②令和8年1月1日～3月31日までに新たにこどもが生まれ、児童手当の受給者となる方	令和8年2月2日～ <b>4月15日</b>	

### お問い合わせ先（申請について）

「東根市役所 福祉課 地域福祉係」16番窓口  
電話：**0237-42-1111 内線2141**  
(受付時間：平日8:30～17:15)

### お問い合わせ先（制度について）

こども家庭庁 コールセンター  
電話：**0120-252-071**  
(受付時間：平日9:00～18:00)

 「物価高対応子育て応援手当」に関する

**“振り込め詐欺”や“個人情報の詐取”にご注意ください。**

ご自宅や職場などに東根市から問い合わせを行うことがあります、ATM（現金自動預払機）の操作をお願いすることや、支給のための手数料などの**振り込みを求めるることは絶対にありません**。もし、不審な電話がかかってきた場合には、すぐに福祉課地域福祉係の窓口又は最寄りの警察署や警察相談専用電話（#9110）にご連絡ください。